

日本医学会加盟検討委員会報告

目 次

1. はじめに	1
2. 常置の審査委員会による審査	2
3. 新規加盟の審査基準	3
a. 分科会としての独自性と必要性	3
b. 会員構成	3
c. 活動性, 評価	4
d. 国際性	4
e. 運営	5
f. 総合的な判断	5
4. 審査の手順	5
5. 関連事項	7

注：「3. 新規加盟の審査基準」については、「日本医学会加盟検討委員会報告（平成21年3月）」を「日本医学会加盟検討委員会報告（平成23年7月）」として一部改正した。

日本医学会加盟検討委員会報告

1 はじめに

日本医学会新規加盟学会の審査基準については、最新のものとして「日本医学会加盟検討委員会報告」が平成21年3月に加盟検討委員会から高久史磨日本医学会長に報告され、制定されたものが存在している。それには、3. 新規加盟の審査基準として、a. 分科会としての独自性と必要性、b. 会員構成、c. 活動性、評価、d. 国際性、e. 運営、f. 総合的な判断、4. 審査の手順、5. 関連事項、などが明記されている。これらの基準については、これまでの本委員会で何度もかつ慎重に審議を重ねた結果できあがったもので、大幅に修正するところはないと考えられる。今回、委員会で提起された問題点は、4. 審査の手順の①書面審査、②実質審査、③面接審査（必要があれば）、④審議（優先順位の検討を含める）、のところで、具体的な方法は何ら明記されておらず、慣例としてこれまでのやり方（加盟申請学会の中から各委員が5つの学会を選んで、それぞれに1～5の点数をつけ、各学会ごとに合計し平均点の上位のものを2～3件に絞って選抜するという方法）に対する疑問の声が上がったことであった。

いろいろな経緯があったものの、平成22年10月29日に開催された日本医学会あり方委員会（金澤一郎委員長）では、新規加盟学会の具体的な審査基準は加盟検討委員会に任せるが、基本的には、日本医学会分科会として基準に合う学会は加盟させればよいのではないかと、という意見にまとまったと認識している。つまり、年度ごとに新規加盟学会数を定めて選抜するのではなく、資格要件に合う学会であれば新規加盟を認める方法を取るのが妥当ということであった。

加盟検討委員会は、平成22年11月10日に平成22年度第1回委員会、平成23年1月12日に平成22年度第2回委員会、平成23年6月8日に平成23年度第1回委員会を開催し、以下のように審査基準の見直しを行った。なお、検討の過程で、日本医師会と日本医学会の関係、日本医学会とその分科会である各学会の役割、既存分科会の見直しの必要性に関する是非などについても議論がなされた。も

ちろん加盟検討委員会の所掌を超える課題もあることから、今回は、新規加盟に関する具体的な審査基準についてのみ検討し結論を得たので以下に報告する。

2 常置の審査委員会による審査

日本医学会分科会に関する新規加盟の審査は、従来、4年毎に開催される臨時評議員会の決定に合わせて行われてきた。未加盟関連諸学会の新規加盟への関心は回を追って高まり、毎回の申請数はかなり多くなっていた。

この従来の方式には、審査のための上記臨時評議員会での各部会審査に十分な時間をかけて客観的な資料に基いた審査を行う余裕がないこと、また最終決定としての評議員による投票結果に各部会での検討結果報告が必ずしも十分反映されているとは限らないこと、評議員に向けてのいわゆる事前運動が目立つことなどの多くの問題点があった。

そのため、新規加盟学会審査制度検討委員会は、これまでの新規加盟制度について、とくに4年に1度の評議員会において短時間に結論を出すことには無理があると判断し、常置の審査委員会（加盟検討委員会）を設置する方式を提案した。

常置委員会は、あらかじめ新規加盟学会審査制度検討委員会が作成した審査の基準に沿って作業を行い、その後、平成21年3月31日付けで制定された「日本医学会加盟検討委員会報告」にあるように、「新規加盟の審査基準」の一部を改正して審査を続けてきた。

しかしながら、これら従来の審査基準についても、必ずしも適切なものではないこと、また、加盟を認めるか否かの判断をする客観的な評価（評決）方法の具体的な記述もないことから、それを改正することにしたものである。

常置委員会は、十分な日時をかけて書面審査を行い、さらに、疑義のある場合には十分な委員会審議を行い、最終判断は全員一致で結論を出すこととした。その結論は、従来と同様に日本医学会協議会（会長および3名の副会長により構成）に報告され、最終決定は毎年1回、幹事会の議を経て評議員会の承認によってなされることとする。

新規加盟の審査にあたっては、以下の5項目（a～e）の審査基準について具体的に点検を行った上、各委員が審査項目毎に評価を行い、その上で日本医学会分科会として認めるかどうかの総合判断をし、最終的には委員会の審議を経て委員会の判断を議決する。具体的な評決の方法は後述する。

a. 分科会としての独自性と必要性

日本医学会への加盟を申請した学会の審査にあたって、類似名称・類縁学会・他の関連学会との関連での独自性、ならびに独自性で評価しきれないものをより総合的な視点で点検し学会の客観的評価を明確に行う意味での必要性を取り上げることができる。とくに学会の細分化が進行する状況下に、どこまでの細分化が分科会として日本医学会を構成する意味を持つかは現時点での医学上の体系を考慮して慎重に検討されなければならない。いずれにせよ、学会の独自性と必要性に関する評価は、他の評価項目に優先して重要であることの認識が必要である。

b. 会員構成

b-1. 医師数と医師の役割

会員に占める医師の割合と共にその絶対数を点検すること、医師の指導的役割に重点をおくことの2点が重要である。この医師の指導的役割を最近5年間の理事会等における医師の構成比率として、明記するよう要望する。

会員総数あるいは役員の中での医師数の割合が多少低くとも、医学に関連した学会であれば良識の判断に委ねる。しかし、臨床系の学会ではある程度の医師数またはその割合（過半数）を基準として考慮する。なお、本委員会では、基礎医学および社会医学関連学会では、むしろ非医師の研究者がいる学会こそ学際的な医学研究ができるものである、と認識されている。

b-2. 各学会への入会資格

学会の会員構成を問うことも大切な要件であるが、各学会への入会資格

がどのように定められているか、また、最近5年間の新規会員数を審査基準の対象にする。

c. 活動性, 評価

c-1. 学術集会, 学術雑誌等

定期的な学術集会（最近5年間の学会参加人数, 地方会・支部会の有無と回数, 学術集会における英語セッションの有無), 機関誌の内容とそれに対する評価（年間発行回数, 発行部数, 総頁数, 英文誌発行状況), とくに査読制度（peer-review）の有無が問われる。また, インターネットによるホームページの有無等も参考にする。現状では, 学術集会, 機関誌を審査基準に加え, その上で上記の点を考慮し, 最終判断をするのが妥当である。

加えて, 発行される機関誌の客観的評価として, Index Medicusへの載録およびImpact Factorの数値等を参考にする。

ただし, 社会医学系分科会の機関誌においては日本語による論文も重要であることから, 機関誌の評価は, 英文誌だけでなく, 日本語によるものも重要であるとの認識を持つ必要がある。

c-2. 活動, 学会の設立年数等

学会の活動性を示すものとして, 新しい情報媒体を持つ学会は評価される。また, それに加えて学会の成熟度（例えば設立年数が5年以上), あるいは社会貢献度を含めて発展性の高いことも審査の対象になる。従って活動性はもとより, 国際性, 運営等の評価に当たっても過去5年間にわたる実績を検討するのが現実的であろう。

d. 国際性

学会の性格も考慮するが, 原則として国際的な学術母体（国際学会）があって, その関連分野の学術構成体を成していることが望ましい。なお申請時に, 当該学会による国際学会の主催経験ならびに開催予定の明記を要望する。

e. 運営

e-1. 経 理

申請する学会の収支が健全かどうか、会計監査を受けているかどうかを審査の基準となる。

e-2. 役員構成

これは会員構成の要件と重複して考えられるが、申請学会の役員（執行部）構成が、他の学会と著しく重複していないこと。また、申請学会の評議員等の選定基準が一定の水準を保っていることが望ましい。

e-3. 研究倫理・研究者倫理

研究倫理や研究者の倫理に関する規定があるかどうか、そのための委員会があるかどうかを参考にする。

e-4. 利益相反

利益相反に関する規定があるかどうか、そのための委員会があるかどうか、また、このことに関する情報公開を行っているかなどを参考にする。

f. 総合的な判断

検討委員会では上記5項目にわたる具体的審査基準を詳細に検討してきたが、あわせて各審査項目について、「問題あり」「問題なし」等の評価を付し総合評価としての最終判断に結びつける案を提示する。また、近年、学会が細分化されている状況の中では客観性のある揺るぎない判断が大切であるとして、これまでは不変性が保てる具体的な審査基準を求めてきたが、その反面、審査基準には示されない例外的な条件もあり得ることを考え、その時々 の討議によって、社会貢献活動も加えた総合的な判断を必要とする場合のあることも指摘したい。

4

審査の手順

審査にあたっては、以下の手順を提案する。

1. 申請を受け付けることの案内と周知
2. 申請書の受理（予め締切日を設定）

3. 常置委員会（加盟検討委員会）

本委員会の成立要件については、日本医学会委員会付則で今回（本報告以降）修正加筆した部分に記載しているが、委任状を含む3分の2以上の出席で成立とする。

①書面審査（チェックポイントと照合）

②委員会審査

評価項目毎に、各委員が前項の審査基準に則って評価し、さらに総合的判断として、a. 加盟に賛成 b. 加盟に反対 c. 判定保留のいずれかを記述する。

全委員の票の4分の3以上が賛成の場合、および3分の1以下の場合、それぞれ書面審査の上だけで「加盟を認める」および「加盟を認めない」と決定する。それ以外の票の場合は、本委員会で賛成意見と反対意見を聞いた上で委任状を認めない形で議決し、出席委員の3分の2以上の票を取った場合には加盟を認める。

なお、「判定保留」は分母に入れない。また、書面審査時の「判定保留」が3分の1（4名）を超えた場合も加盟は認めないとするので、委員は、できるだけa. またはb. の判定を選ぶことが望まれる。

③決定

委員会で議論し、上記の審査手順で加盟が認められた場合には、改めて委員会の委員全員一致で認めるということにする。

④推薦文案承認

4. 日本医学会協議会

委員会報告について審議し、新規加盟承認についての原案を作成。

5. 日本医学会幹事会

協議会原案について審議、評議員会提出の幹事会案を決定。

6. 日本医学会定例評議員会

幹事会報告を受け審議の上、加盟承認決定。

本報告に提案するにあたって、本委員会を規制する「日本医学会委員会付則」を一部修正する必要があることから、以下に委員会付則修正案を提示する。常置の審査委員会を設けるにあたっては、規程の作成はもとより、委員の分野構成を考慮に入れた委員の任命を行うことが必要である。

また、委員会の審議の継続性をも考慮して、委員の任期（半数交代）をあらかじめ定めておく必要がある。さらに、既加盟分科会については、本報告に示す新規加盟審査の基準に照らして自己点検、または、委員会による見直しが必要かどうかの議論が行われる必要がある。そのことにより、日本医学会全分科会に共通の水準が確保されることを強く期待する。

日本医学会委員会付則

日本医学会委員会内規の第1条「日本医学会施行細則第12条により設置する委員会は、この内規の定めるところによる」を付則するものとする。

1. 委員会名称

日本医学会加盟検討委員会

2. 委員会の所掌事務

「定款第10章第43条（3）医学及び医療に関する情報の収集と伝達，（4）その他学会の目的達成上必要な事業による。」により，新規加盟の審査を行う。

3. 委員の組織

委員：13名，会長が基礎部会，社会部会，臨床部会の各分科会数を考慮して委員を指名する。

4. 委員会の任期等

任期：1期4年，再任を認める。ただし，2年毎の半数交代とすることが望ましい。

開催数：年2～3回（1回：2時間）

5. 委員長の任命

会長指名による。委員長は，委員会の議決（投票）に参加できる。

6. 委員会の成立要件

委任状を含めて3分の2以上の出席で成立とする。代理出席は認めない。

7. 医学会長及び副会長（複数）は委員会に出席して意見を述べるができる。ただし，評決（投票）には参加できない。

8. 委員会を担当する役員及び事務局

役員：日本医学会会長，副会長

事務局：日本医学会

9. 本付則は，平成23年7月13日より施行する。